

第二十三号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

昭和30年法律第144号附則第11項の規定による弔慰金裁定証明書

公務員 (氏 名)

扶助料請求者 (弔慰金受給者)

公務員との続柄

(氏 名)

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和30年法律第144号) 附則第11項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して (裁定通知書記号) 第 号 (年 月 日付け) の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印